

第 1 4 6 9 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………3
 甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………6
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………9

[告 示]

入札告示（5件）……………10
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………25
 介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達……………26
 生活保護法等指定医療機関指定公示……………27
 生活保護法等指定施術機関廃止公示……………28
 配当計算書・充当通知書公示送達……………29
 差押調書（謄本）公示送達（2件）……………30
 開発行為に関する工事の完了公告（2件）……………32
 公売公告兼見積価額公告……………34
 国民健康保険料納入通知書（兼決定通知書）・納入通知書（兼更正通

知書）公示送達……………35
 開発行為に関する工事の完了公告……………36
 配当計算書・充当通知書公示送達……………37
 差押解除通知書公示送達……………38
 入札告示（2件）……………39
 甲府市議会臨時会招集告示……………45
 開発行為に関する工事の完了公告……………46
 配当計算書・充当通知書公示送達……………47
 市県民税督促状公示送達……………48
 国民健康保険料督促状公示送達……………49
 国民健康保険被保険者証無効告示……………50
 甲府市告示第703号で告示した公売を中止する旨の公告……………51
 道路区域の変更告示……………52
 介護保険料督促状公示送達……………53
 介護保険料過誤納還付通知書公示送達……………54
 配当計算書・充当通知書公示送達……………55
 甲府市告示第597号の内容を中止する公告……………56

道路区域の変更告示	57
令和3年度補正予算の公表	58
入札告示（3件）	59
開発行為に関する工事の完了公告	68
住民票を職権消除した者の公示	69
道路の供用廃止告示	70
道路の供用開始告示	71
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の指定公示	72
配当計算書・充当通知書公示送達	73
開発行為に関する工事の完了公告	74
介護保険料更正通知書公示送達	75
介護保険被保険者証無効告示	76
指定障害児通所支援事業者の指定公示（2件）	77
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	79
指定居宅介護支援事業者の指定公示	80
[農業委員会]	
甲府市農業委員会1月定例総会招集公告	81
[上下水道局]	
入札告示（2件）	82
公共下水道の供用開始公告	89

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第1号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第4条の2又は第5条」を「第5条又は第6条」に改める。

第14条第3項中「別表第4の第4号及び第5号」を「別表第3の第12号及び第13号並びに別表第4の第2号及び第3号」に改める。

第17条中「別表第4の第1号及び第2号」を「別表第3の第10号及び第11号」に改める。

別表第3に次のように加える。

(10) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(11) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障が

	ないと認めた業務に就く期間を除く。)
(12) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までにおける2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
(13) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第7条の3第1項に規定する子をいう。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間

別表第4の第1号及び第2号を削り、同表の第3号中「勤務時間条例第8条の2第1項」を「条例第12条第1項」に改め、同号を同表の第1号とし、同表の第4号を同表の第2号とし、同表の第5号中「勤務時間条例第15条第1項」を「条例第16条第1項」に改め、同号を同表の第3号とし、同表の第6号を同表の第4号とし、同表の第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

「
別表第5中 配偶者 を
」

「
配偶者（届出をしないが事実上
婚姻関係と同様の事情にある者
を含む。） に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 2 この規則の適用の日（以下「適用日」という。）前にこの規則による改正前の別表第4の第1号及び第2号の規定により会計年度任用職員が受けた休暇であつて、適用日以後においてもその期間が継続するものについて、当該休暇の適用日以後に係る部分は、この規則による改正後の別表第3の第10号及び第11号の規定により会計年度任用職員が受けた休暇とみなす。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第2号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則（平成18年2月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

事業の種類		この申請に応答する者の氏名	TEL ()
土地	所在地		
	地積		m ²
	取得年月日	年 月 日	
	施設の建設着工日	年 月 日	
	取得価格		円
家屋	所在地		
	床面積		m ²
	取得年月日	年 月 日	
	取得価格		円
償却資産	所在地		
	取得年月日		
	取得価格	年 月 日	
	帳簿価格		円
	評価額		円
	決定価格		円
	課税標準額		円

を

」

「

事業の種類		この申請に応答する者の氏名	TEL ()
	資本金の額又は出資金の額		円

土地	所在地	
	地積	m ²
	取得年月日	年 月 日
	施設の建設着工日	年 月 日
	取得価額	円
家屋	所在地	
	床面積	m ²
	取得等年月日	年 月 日
	取得等価額	円
償却資産	所在地	
	取得等年月日	年 月 日
	取得等価額	円
	帳簿価額	円
	評価額	円
	決定価格	円
	課税標準額	円

に、

」

「

地積	取得年月日	取得価格
----	-------	------

を

」

「

地積	取得年月日	取得価額
----	-------	------

に、

」

「

床面積			取得年月日	取得価格
1階	1階以外	計		

を

」

「

床面積			取得等年月日	取得等価額
1階	1階以外	計		

に、

」

「

耐用年数	取得年月日	取得価格
------	-------	------

を

」

「

耐用年数	取得等年月日	取得等価額	に改める。
------	--------	-------	-------

」

第2号様式中

家 屋	所在地	を	家 屋	所在地	に改める。
	地積			床面積	
	評価額			評価額	
	課税標準額			課税標準額	

」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例施行規則第1号様式の規定は、令和3年4月1日以後に特別償却設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除について適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第3号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大里南団地駐車場	3,000円
----------	--------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第1号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | 第2611号 |
| (2) 物件名 | 液晶保護フィルム（新紺屋小学校外14箇所） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月5日(水)～令和4年1月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月5日(水)～令和4年1月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年1月31日(月) 午後2時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 本物件落札者は、第2612号「液晶保護フィルム（東中学校外11箇所）」及び第2613号「液晶保護フィルム（湯田小学校外10箇所）」の入札に参加することはできない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 第2612号 |
| (2) 物件名 | 液晶保護フィルム（東中学校外11箇所） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月5日（水）～令和4年1月19日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月5日(水)～令和4年1月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年1月31日(月) 午後2時15分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 第2611号「液晶保護フィルム（新紺屋小学校外14箇所）」を落札した者は、本物件の入札に参加することはできない。
また、本物件落札者は、第2613号「液晶保護フィルム（湯田小学校外10箇所）」の入札に参加することはできない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第2613号 |
| (2) 物件名 | 液晶保護フィルム（湯田小学校外10箇所） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月5日（水）～令和4年1月19日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月5日(水)～令和4年1月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年1月31日(月) 午後2時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 第2611号「液晶保護フィルム（新紺屋小学校外14箇所）」または第2612号「液晶保護フィルム（東中学校 外11箇所）」を落札した者は、本物件の入札に参加することはできない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | 第2672号 |
| (2) 物件名 | ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店または営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年1月5日（水）～令和4年1月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和4年1月5日（水）～令和4年1月19日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年1月31日（月） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 入札番号 | 第2680号 |
| (2) 物件名 | 感染症患者移送用車両 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「自動車」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月5日（水）～令和4年1月19日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月5日(水)～令和4年1月19日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年1月31日(月) 午後1時45分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和4年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第7号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和3年12月10日 |
| 3 | 項目 | 令和3年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和4年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和4年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関廃止届書
- 2 施術機関番号、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第10号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第4997号
充当通知書 福発第4998号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第11号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月7日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|--------------------|-----------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 企発第24894号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第12号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第4929号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市東下条町字御堂348番1、348番3から348番9まで
以上8筆及び水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町8番地
株式会社とちの木
代表取締役 小関敏和

甲府市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市古府中町字中瀬4982番1から4982番11まで
以上11筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市池田一丁目5番9号
有限会社グリーンリーフホーム
代表取締役 遠藤 勇司

甲府市告示第15号

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告する。また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産明細書」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	せり売り	
公売日時	公売参加申込期間	令和4年1月13日(木) 午後1時00分から 令和4年2月1日(火) 午後11時00分まで
	入札期間	令和4年2月7日(月) 午後1時00分から 令和4年2月9日(水) 午後11時00分まで
公 売 場 所	K S I 官公庁オークションが提供するインターネット公売システム上 (https://kankocho.jp/)	
売却決定の日時	令和4年2月10日(木) 午前10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市役所滞納整理課	
買受代金納期限	令和4年2月17日(木) 午後2時30分	
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、買受人になることができません。	
そ の 他	別紙「公売公告兼見積価額公告のその他の記載事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を甲府市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第16号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月11日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼決定通知書）
令和3年度甲府市国民健康保険料納入通知書
（兼更正通知書） |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月12日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市東下条町字御堂338番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町320番地
有限会社山梨ハウスクリーニング
代表取締役 古屋一郎

甲府市告示第18号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第5209号
充当通知書 福発第5210号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第19号

次の市税徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書 企発第24925号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和4年1月14日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第22号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(西・南ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(西・南ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和3・4年度における甲府市物品供給競争入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札

に参加することができない。

- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
 - (1) 配付期間 令和4年1月14日(金)～令和4年1月28日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
 - ア 期間 令和4年1月14日(金)～令和4年1月28日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日 時 令和4年2月24日(木) 午前10時00分
 - (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
 - (1) 入札保証金：免除
 - (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の

間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和4年1月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第23号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(東・北・中央ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和3・4年度における甲府市物品供給競争入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- (9) 入札参加資格者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加することができない。
- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月14日(金)～令和4年1月28日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和4年1月14日(金)～令和4年1月28日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和4年2月24日(木) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この広告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

令和 4 年 1 月 24 日午後 1 時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市議会議場に招集する。

令和 4 年 1 月 17 日

甲府市長 樋口 雄一

付議事件

- 1 専決処分について（令和 3 年度甲府市一般会計補正予算（第 13 号））
- 2 令和 3 年度甲府市一般会計補正予算（第 14 号）

甲府市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天神1431番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町1363番地
坂本知大

甲府市告示第24号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第5482号
充当通知書 福発第5483号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第25号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 市県民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 令和3年度令和2年分国民健康保険料普通徴収第7期分督促状
令和3年度国民健康保険料普通徴収第1期分督促状
令和3年度国民健康保険料普通徴収第2期分督促状
令和3年度国民健康保険料普通徴収第3期分督促状
令和3年度国民健康保険料普通徴収第4期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第27号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年1月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第28号

令和3年12月24日付け甲府市告示第703号で告示した差押財産の公売について、令和4年2月1日に予定していた公売を中止することを公告する。

令和4年1月20日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 4 年 2 月 3 日まで一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1079
- 3 路線名 堀之内大津線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市堀之内町字鳥居 739 番地先から 甲府市堀之内町字鳥居 724 番地先まで	12.0	152.5
新	甲府市堀之内町字鳥居 739 番地先から 甲府市堀之内町字鳥居 724 番地先まで	12.0	149.2

甲府市告示第30号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月20日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和3年度介護保険料第3期分督促状
令和3年度介護保険料第4期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第31号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納還付通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第32号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律 第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第5544号
充当通知書 福発第5545号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第33号

令和3年10月27日付け甲府市告示第597号で開催する旨を告示した令和3年度甲府市屋外広告物講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止することとしたので公告する。

令和4年1月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年2月7日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月24日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2011
- 3 路線名 宿・下曾根線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市右左口町字清水窪1256番地先から 甲府市右左口町字宮沢1439番1地先まで	6.83～ 13.20	100.0
新	甲府市右左口町字清水窪1256番地先から 甲府市右左口町字宮沢1439番1地先まで	6.80～ 10.31	100.0

甲府市告示第35号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和4年1月市議会臨時会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和4年1月24日

甲府市長 樋口 雄一

令和3年度甲府市一般会計補正予算（第14号）

令和4年1月24日 原案可決

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 第2915号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（アルファ米） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和4年1月26日（水）～令和4年2月7日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和4年1月26日（水）～令和4年2月7日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年2月18日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 入札番号 | 第2916号 |
| (2) 物件名 | 手指消毒用アルコール |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医薬品」又は「荒物・金物」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月26日（水）～令和4年2月7日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月26日(水)～令和4年2月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年2月18日(金) 午後1時45分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第2917号 |
| (2) 物件名 | 消毒用アルコール |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「医薬品」又は「荒物・金物」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和4年1月26日（水）～令和4年2月7日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和4年1月26日(水)～令和4年2月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 行政経営部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年2月18日(金) 午後2時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市貢川一丁目1036番2から1036番7まで
以上6筆及び水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市善光寺一丁目18番22号
こばやし不動産
代表 小林 誠

甲府市告示第40号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

令和4年1月26日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年2月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月27日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用廃止 の年月日
市道	深町住宅北線	甲府市城東2丁目 426番地先から 甲府市城東2丁目 844番地先まで	79.0	令和4年 2月1日

甲府市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和4年2月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年1月27日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の年月日
市道	深町住宅北線	甲府市城東2丁目 426番地先から 甲府市城東2丁目 844番地先まで	89.0	令和4年 2月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

令和4年1月28日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100974 |
| 2 | 事業所の名称 | つぼみ茶屋 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上今井町1498番地3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市宮原町110番地20
有限会社 山銀
代表取締役 矢崎 淳也 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和4年2月1日 |

甲府市告示第44号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第5865号
充当通知書 福発第5866号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市向町字畔無272番1、272番3、277番2及び279番
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市向町277番地
社会福祉法人園樹会
理事長 古屋光人

甲府市告示第46号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和4年1月28日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書 |
| 2 | 発送日 | 令和4年1月14日 |
| 3 | 項目 | 令和3年度介護保険料更正通知書 |
| 4 | 送達を受けるべき者 | (省略)
(省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第47号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和4年1月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第48号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名 | 一般社団法人 こまねこ |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市国母8丁目11番32号 |
| 3 | 事業所名 | きらねこ |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市宝1丁目23番18号 |
| 5 | 事業の種類 | 放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103125 |
| 7 | 指定年月日 | 令和4年2月1日 |

甲府市告示第49号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和4年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ケアリンク |
| 2 | 事業者の所在地 | 中巨摩郡昭和町紙漉阿原2679番地7 |
| 3 | 事業所名 | きずなっずクラスおおさと |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市古上条126番地4 |
| 5 | 事業の種類 | 放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103133 |
| 7 | 指定年月日 | 令和4年2月1日 |

甲府市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和4年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105472 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所オーキッド 山梨営業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉5丁目25番14号 IKビル205号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 大阪府大阪市淀川区西中島3丁目9番13号
代表取締役 三浦 克志 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和4年1月31日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

令和4年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105589 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所オーキッド 山梨営業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉5丁目25番14号 IKビル205号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 富山県富山市才覚寺246番地4
IMF株式会社
代表取締役 三浦 克志 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 令和4年2月1日 |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、令和4年1月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和4年1月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和4年2月告示分農用地利用集積計画について
- 3 農用地利用配分計画（案）の作成について
- 4 令和4年度農作業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第1号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の物件の一般競争入札を執行する。

令和4年1月12日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

1 入札に付する売却物件概要等

- ア 物件の種別 土地
- イ 所在及び地番 甲府市小瀬町字西河原85番3
- ウ 地 目 雑種地
- エ 地 積 375㎡
- オ 最低売却価格 4,980,000円

2 入札参加申込等の受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和4年1月20日（木）から令和4年2月2日（水）までの午前9時から午後5時までの間。（この期間内の市の休日を除く）

(2) 受付場所

甲府市上下水道局本局庁舎3階総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436

(3) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、令和4年2月2日（水）当日消印有効とする。

3 入札受付、入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年2月17日（木）

入札受付時間 午後1時15分より午後1時30分まで

入札時間 午後1時35分より

改札時間 入札終了後

(2) 場 所 甲府市上下水道局本局庁舎3階小会議室

甲府市下石田二丁目23番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び条件

次のいずれかにも該当しない法人又は個人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
 - (8) 市区町村税を滞納している者
 - (9) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する上下水道局職員
- 5 入札を無効とする場合に関する事項
- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (2) 一人で二通以上の入札をした場合はその全部の入札
 - (3) 入札書に書かれた金額、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他重要な事項が誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
 - (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札
 - (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
 - (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び条件」を満たさなくなった者の入札
 - (7) 入札参加申込みをしない者の入札
 - (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正行為のあつた者の入札
 - (10) 最低売却価格に達しない入札
 - (11) 入札に関し、上下水道局の担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - (12) 郵送による入札

- (13) 前各号にあげるもののほか「公有財産の一般競争入札案内書」に記載の「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法
開札後、最低売却価格（予定価格）以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。
- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 入札保証金の納付等
ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市上下水道局の指定する口座に振り込むものとする。
イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
ウ 入札保証金には、利息を付さない。
- (2) 契約保証金の納付等
ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市上下水道局の指定する口座に振り込むものとする。
イ 契約保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
ウ 契約保証金には、利息を付さない。
- (3) 違約金
ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市上下水道局に帰属する。
イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市上下水道局に帰属する。
- 9 一般競争入札案内書の配付
- (1) 配付期間
本告示の日から令和4年2月2日（水）まで
- (2) 配付場所
甲府市下石田二丁目23番1号
甲府市上下水道局本局庁舎3階総務課管財契約係
- (3) 配付方法
配付場所における直接配付とし、郵送又は電送は行わない。
- 10 現地説明会開催
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 11 特記事項

(1) 現状有姿による契約

現状有姿の状態ですり渡すものとする。

(2) 土地利用制限

落札した局所有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

12 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市上下水道局契約規程、一般競争入札案内書等に定めるところによる。

甲府市上下水道局告示第2号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和4年1月14日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 110097号		
工事名	(路4-7) 路面復旧工事 (余フ)		
工事場所	昭和町紙漉阿原地内 (国母工業団地の西)		
工事概要	1	工事内容	・表層工 (t = 5cm) A = 1, 890m ² ・上層路盤工 (t = 10cm) A = 1, 680m ² ・区画線工 一式
	2	工期	令和4年7月19日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：契約締結日の翌日から令和4年4月8日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	23,980,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 ただし、1件の工事請負額が、1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成18年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和4年1月14日
	2	入札説明書等配付締切日	令和4年1月25日
	3	申請書受付開始日	令和4年1月14日
	4	申請書受付締切日	令和4年1月25日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和4年1月31日
	6	設計図書配付開始日	令和4年1月14日
	7	設計図書配付締切日	令和4年2月1日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和4年1月14日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和4年2月1日
	10	入札及び開札日時	令和4年2月8日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和4年2月4日 午後5時まで
	2	回答	令和4年2月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用「甲府市低入札価格調査実施要綱（令和3年4月1日改正）」</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和4年2月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
古府中町、国玉町、下向山町の各一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 縦覧期間
令和4年1月24日から令和4年1月31日までの土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで